

豊田市農業委員会議事録

令和3年12月27日、豊田市農業委員会 会長 横条 鈞は、令和3年12月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第74号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第75号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第77号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第78号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第79号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第80号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第81号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第82号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 議案第83号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (12名)

1番	鈴木喜一郎	_____	_____		
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	_____	_____		
_____	_____	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
13番	加知 満	_____	_____	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	_____	_____
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (7名)

2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎	8番	土方 和子
9番	梅村 逸次	10番	水野 省治	14番	伊藤喜代司
18番	杉田 雅子				

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
担当長	安藤 康朗	主査	鈴木 彩	主査	伊藤 寿信
主事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局に報告を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、2番、築山正樹委員、3番、西山弥太郎委員、8番、土方和子委員、9番、梅村逸次委員、10番、水野省治委員、14番、伊藤喜代司委員、18番、杉田雅子委員、以上、7名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告します。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

17番、林如実委員、1番、鈴木喜一郎委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第74号から第83号までの審議案件10件とその他、報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和3年議案第74号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第74号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

104番、千足町の件。

担当推進委員の光岡委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

105番、畝部東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

106番、福受町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

107番、槇本町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

108番、旭八幡町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可

の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第74号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第74号は承認決定されました。

令和3年議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

28番、元宮町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、29番、秋葉町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、30番、御立町の件は取下げです。

なお、一般基準については、30番を除く全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第75号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長：ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第75号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和3年議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

271番、天王町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、272番、大池町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

なお、以降同基準については、10ヘクタール未満の一団の農地と読ませている。

たきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、273番、千足町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 3件とも特に問題はありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、274番、野見町の件、住宅敷地増（駐車場）です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の築山委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、275番、和会町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、276番、大成町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、277番、和会町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、278番、福受町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

為井委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、279番、竜神町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、土橋駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、280番、本町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、281番、大島町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、282番、高岡町の件、工場・駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に高岡支所が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、283番、高岡町の件、流通業務施設です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、流通業務施設として国道、または県道の沿線区域に設置されるものです。

お願いします。

杉浦委員： 4件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、284番、中根町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、若林駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、285番、花園町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に豊田南インターが存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、286番、駒場町の件、社宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、287番、本徳町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、288番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、289番、中金町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、290番、中金町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判

断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、291番、鵜ヶ瀬町の件、駐車場・資材置場です。第2種農地です。判断基準は、10ヘクタール未満の一団の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、292番、松平町の件、資材置場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

なお、本件につきましては、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

293番、下佐切町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、294番、榊野町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

林委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第76号で上程されました24件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第76号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第77号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第77号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

14番、本町の件、変更内容は事業者変更です。

本件、令和3年7月15日付第5条許可を駐車場で得ました。しかしながら、事業計画の変更により駐車場に管理棟を建設することとなりましたが、当該申請地では都市計画法上、建築物の建設が現時点及び将来的に困難であることから、駐車場として利用していくことを断念しました。今般、同一の転用目的で新たに継承者が見つかったため、当初事業計画から事業継承をすることで事業完了を図るものです。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第77号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第77号は適当である旨、承認されました。
令和3年議案第78号「農業振興地域整備計画の変更について」。
農政企画課の説明を求めます。

事 務 局： 令和3年議案第78号「農業振興地域整備計画の変更について」。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

12ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画変更の農振農用地の除外についてです。

76番、若草町の件、分家住宅です。

御意見を願います。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、77番、野見町の件、駐車場です。

続きまして、78番、矢並町の件、分家住宅です。

続きまして、79番、矢並町の件、分家住宅です。

なお、本件につきましては、担当の築山委員は御欠席ですが、事前に問題な

い旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、８０番、永覚町の件、分家住宅です。

続きまして、８１番、渡刈町の件、分家住宅です。

続きまして、８２番、渡刈町の件、駐車場です。

御意見を申し上げます。

石川委員： ８０番、８１番、８２番、問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、８３番、駒場町の件、分家住宅です。

なお、本件につきましては、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、８４番、越戸町の件、障がい福祉サービス施設です。

続きまして、８５番、舞木町の件、分家住宅です。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、８６番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、８７番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、８８番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、８９番、石野町の件、自己用住宅です。

続きまして、９０番、石野町の件、自己用住宅です。

続きまして、９１番、石野町の件、自己用住宅です。

なお、本件につきましては、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、９２番、上渡合町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

梅村（貢）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、９３番、市場町の件、自己用住宅です。

御意見を申し上げます。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、94番、豊松町の件、分家住宅です。

なお、本件につきましては、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、95番、大清水町の件、店舗兼用住宅です。

続きまして、96番、篠原町の件、ふれあい広場です。

御意見をお願いします。

横条委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

以上になります。

会長： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第78号で上程されました21件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第78号は承認決定されました。

令和3年議案第79号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第79号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

10番、上挙母の件、主たる従事者の故障のためです。

担当推進委員の神谷委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

11番、永覚新町の件、主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の深津委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第79号において上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第79号は承認決定されました。

令和3年議案第80号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第80号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

14番、千足町の件。

担当推進委員の光岡委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第80号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第80号は承認決定されました。

令和3年議案第81号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第81号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年1月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第81号資料①は、利用権の総括表になります。議案第81号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第81号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年1月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、総計2,555筆、327万1,011.75平米の利用権を設定するものです。

説明は以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第 8 1 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第 8 1 号は承認決定されました。
令和 3 年議案第 8 2 号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 3 年議案第 8 2 号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。
別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に
該当しないと判断します。
別紙 A 4 の資料、2 ページから 1 0 ページを御覧ください。
今回、高橋、上郷、藤岡、足助、下山、旭地区の合計 3 3 8 筆、1 1 万 8 , 5
2 5 . 5 3 平方メートルの土地が対象となります。
当該土地は、本年度行った農地法第 3 0 条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に
該当しないと判断します。
以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第 8 2 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします

す。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 8 2 号は承認決定されました。

令和 3 年議案第 8 3 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」。

農業振興課の説明を求めます。

事 務 局： 農業振興課の安藤です。よろしくお願いします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにつきまして、農業経営基盤強化促進法第 6 条により、市町村は基本構想を定めることができるとあります。

愛知県が、令和 3 年 4 月 1 日に農業経営基盤の強化促進に関する基本方針を見直したため、豊田市の基本方針、基本構想を今年度中に見直す必要があります。

作成方針ですが、平成 2 9 年 3 月に策定した現行の基本構想を他計画などと調和を保ちながら加筆修正します。

主な変更点としまして、別紙にあるとおりになりますが、主な理由は法律改正によるもの、他計画に準拠するもの、現状に合わせるもの、合わせたものとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

会 長： 農業振興課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 8 3 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします

す。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 8 3 号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案 2 2 ページ及び別紙配付資料 1 1 ページ及び 1 2 ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案 2 3 ページを御覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について。

1 7 番、駒新町の案件から 2 0 番、福受町の案件までの 4 件について、近々、納税猶予期間が 2 0 年を超過する農地として税務署から照会があり、事務局において現地を確認し、その利用状況について既に回答したことを報告いたします。

続いて、議案 2 4 ページを御覧ください。

報告、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書受理について。

1 7 0 番、亀首町の案件から、3 4 ページを御覧ください。2 1 3 番、田町の案件までの 4 4 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 3 5 ページを御覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

6 6 番、河合町の共同住宅の案件の 1 件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 3 6 ページを御覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

1 9 2 番、中町の分譲住宅の案件から、3 9 ページを御覧ください、2 0 6

番、平山町の自己用住宅の案件までの15件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時30分)

議事録署名者

印

印